

資料 2 「パブリックコメント結果と提起された課題」について

1. パブリックコメントの実施状況	1
2. パブリックコメントの結果.....	2
2-1 工事特性に応じた多様な入札契約方式の選択について	2
2-2 企業の技術力の適正な評価について	5
2-3 発注者の評価について	9
その他	14
3. 今後検討すべき課題.....	15

1. パブリックコメントの実施状況

1) 調査対象

発注者が「公正さを保ちつつ、良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する責任」、すなわち「発注者責任」を果たすための具体的施策についてとりまとめた「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方（第一次とりまとめ）」に関して、より具体的な施策とその改善に資するため、一般市民と実際に公共工事を発注している地方公共団体を対象にパブリックコメント調査を実施した。

2) 調査手段

調査は、建設省ホームページによる意見募集と、地方公共団体等へのアンケートの2種類の方法で行った。

	一般市民に対するパブリックコメント調査	地方公共団体等に対するパブリックコメント調査
調査手段	建設省ホームページにて意見募集	地方公共団体へ調査用紙発送
調査期間	平成12年6月1日～7月3日	平成12年6月1日～7月7日

3) 調査項目

調査項目は以下のとおりであり、第一次とりまとめへの賛否及び自由記入による意見の収集を行った。

- 工事特性に応じた多様な入札契約方式の選択について
- 新技術の開発促進を目的とした新たな入札契約方式の適用について
- 企業の技術力の適正な評価について
- 発注者体制の整備と発注者支援制度の確立について
- 3つの評価（「工事の評価」「企業の評価」「発注者の評価」）について

4) 回答者の属性

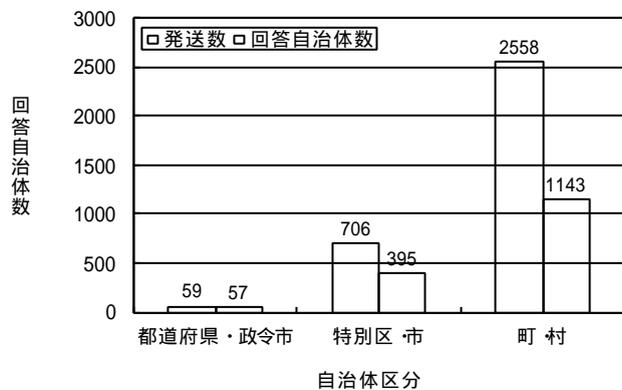
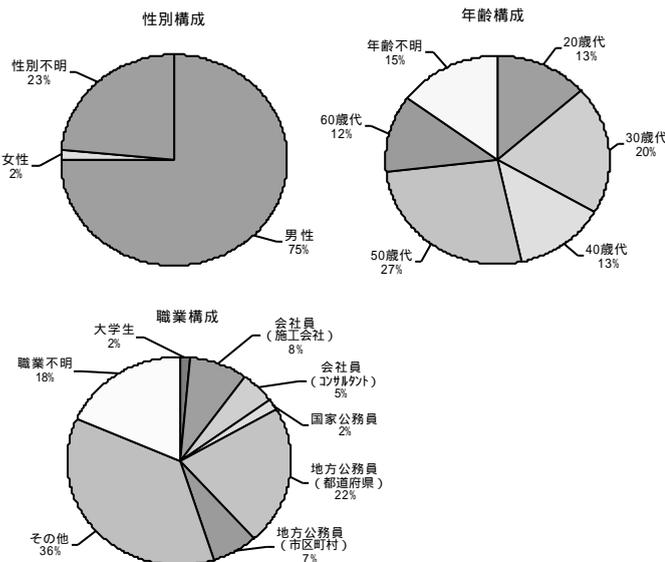
パブリックコメントの回答者の属性及び地方公共自治体からの回答状況は、以下に示すとおりである。

<一般市民に対するパブリックコメント調査（回答数 60）>

<地方公共団体等に対するパブリックコメント調査>

回答状況

	発送数	回答自治体数
都道府県・政令市	59	57
特別区・市	706	395
町・村	2,558	1,143
合計	3,323	1,595

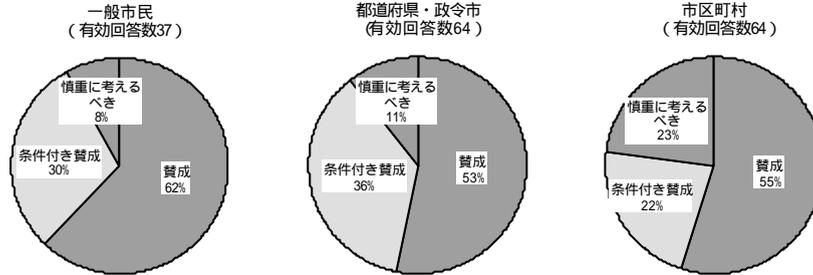


2. パブリックコメントの結果

2-1 工事特性に応じた多様な入札契約方式の選択について

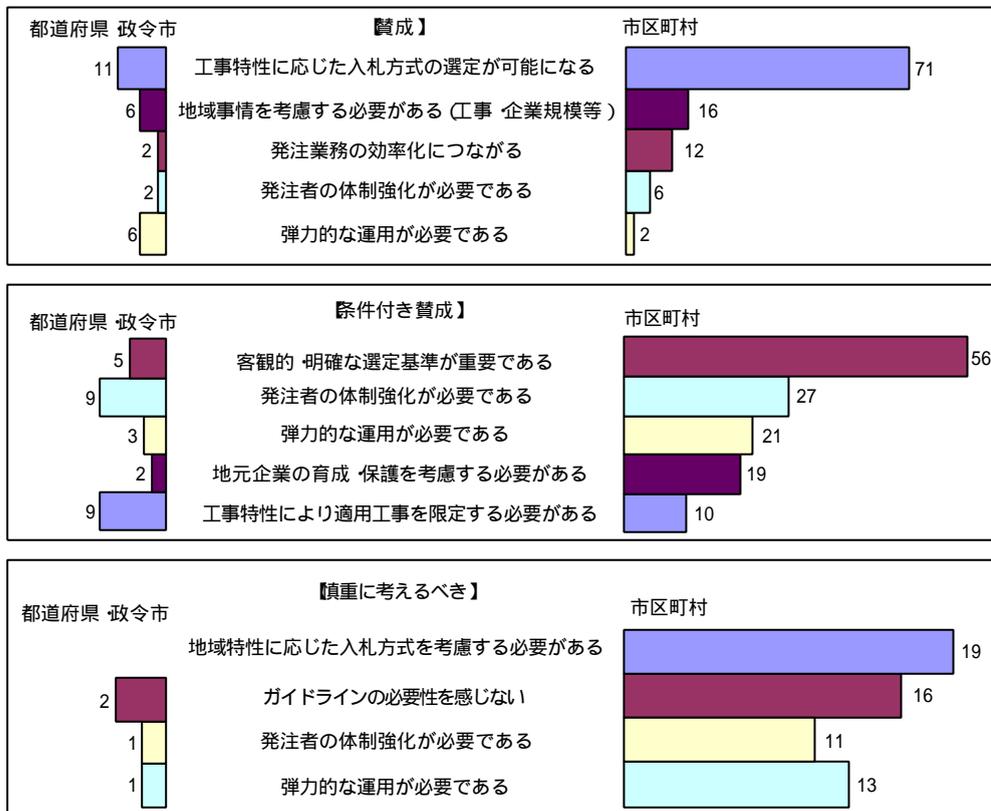
(1) ガイドラインの作成について

Q1-1 工事の特性を分析する指標を明確化し、それに基づいて発注者が最適な入札契約方式を選定できるようにするガイドラインを作ることについてご意見下さい。



*無回答分除く

【自由意見の分類・整理結果】

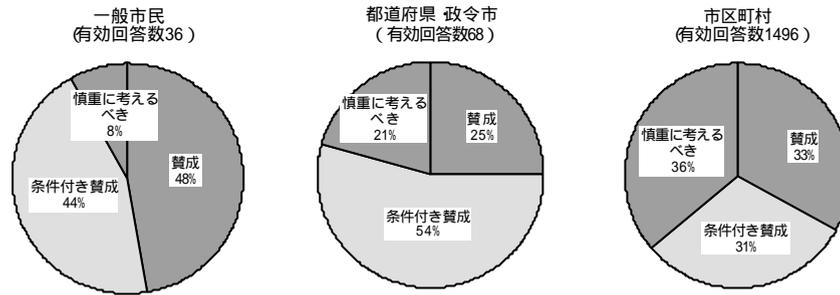


【まとめ】

- 工事特性に応じた最適な入札契約方式を選定するためのガイドラインの作成については、**条件付き賛成を含め賛成とする意見が大半**を占めている。
- ガイドラインの作成により、**適切に多様な入札契約方式を採用することが可能**となる。
- ガイドラインの拘束力に関しては、**透明性を高めるために具体的かつ明確にすべきという意見と、弾力性をもたせるべきという相反する意見が存在**している。
- **機関の規模や地域事情に配慮**したガイドラインとすべきという意見が市町村を中心に多く寄せられた。
- 慎重意見は市町村に多く、**自主性に配慮すべき、対応体制が不十分**といった意見があった。

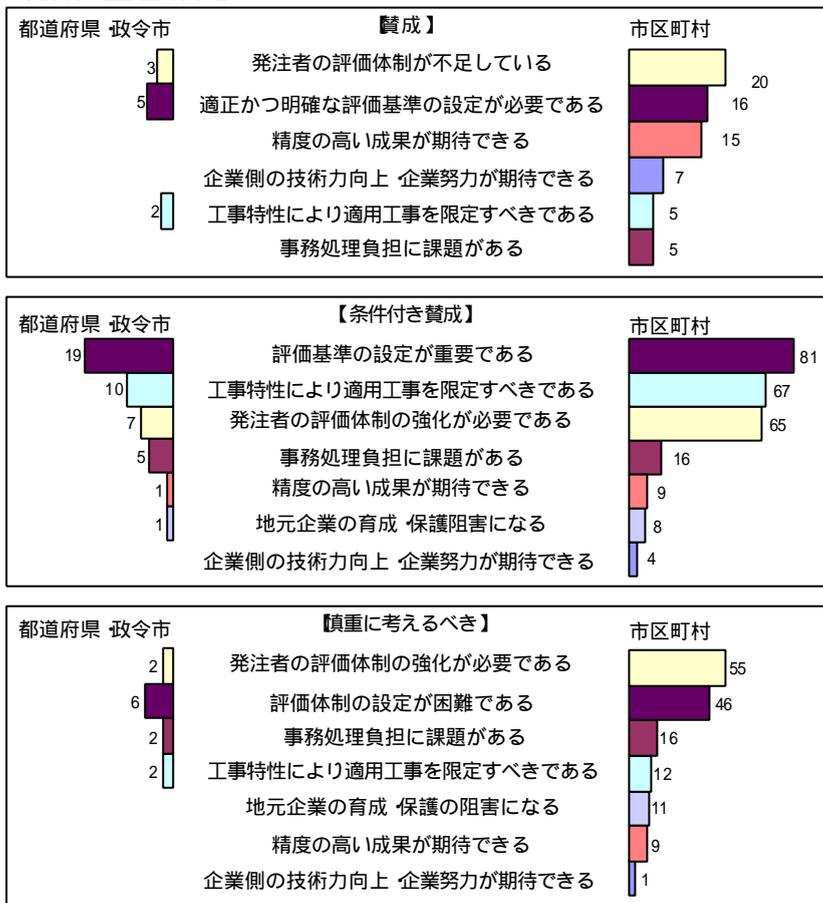
(II) 総合評価方式の導入

Q1-2 工事を発注するに当たり、価格競争のみでなく、工期短縮や安全対策、品質確保等の技術提案を受け、総合評価方式等により落札者を決定する方式についてご意見を下さい。



*無回答分除く

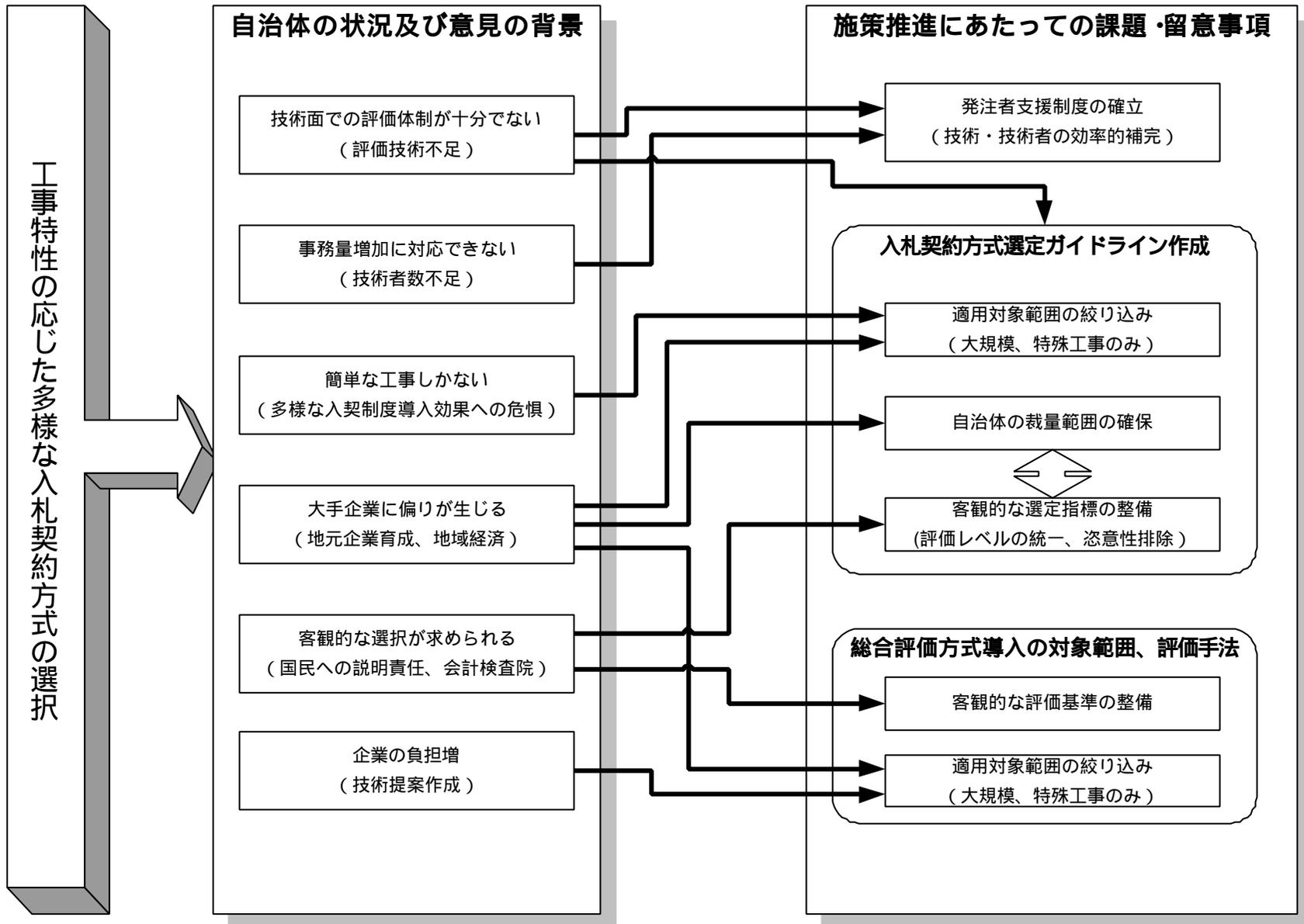
【自由意見の分類・整理結果】



【まとめ】

- 価格競争だけではなく、技術提案による総合評価方式により落札者を決定する方式は、**条件付き賛成を含め賛成とする意見が大半**を占めている。
- 精度の高い成果が期待できる、企業側の技術力向上・企業努力が期待できるなど、総合評価方式の適用により成果の品質向上を期待する意見があった。
- 都道府県・政令市、市区町村を問わず、**適正かつ明確な評価基準が必要**であるなど、運用時の判断基準に関する意見が多くあった。
- 総合評価方式は、工事特性をふまえ、**適用する工事を限定すべき**との意見が市区町村から多くあった。
- 慎重意見は市区町村に多く、**発注者の評価体制が不足している、事務処理負担に課題がある**といった意見が多くあった。

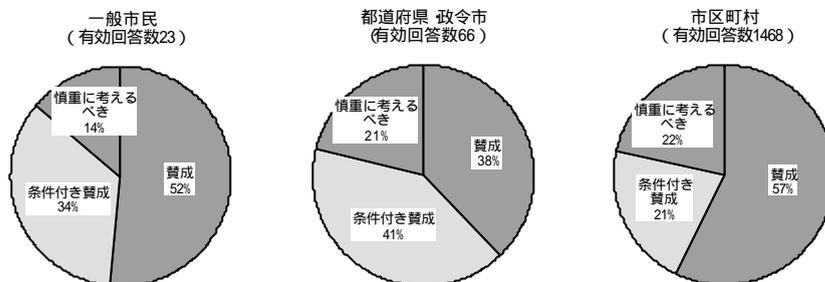
(Ⅲ) 工事特性に応じた多様な入札契約方式の選択に関する課題



2-2 企業の技術力の適正な評価について

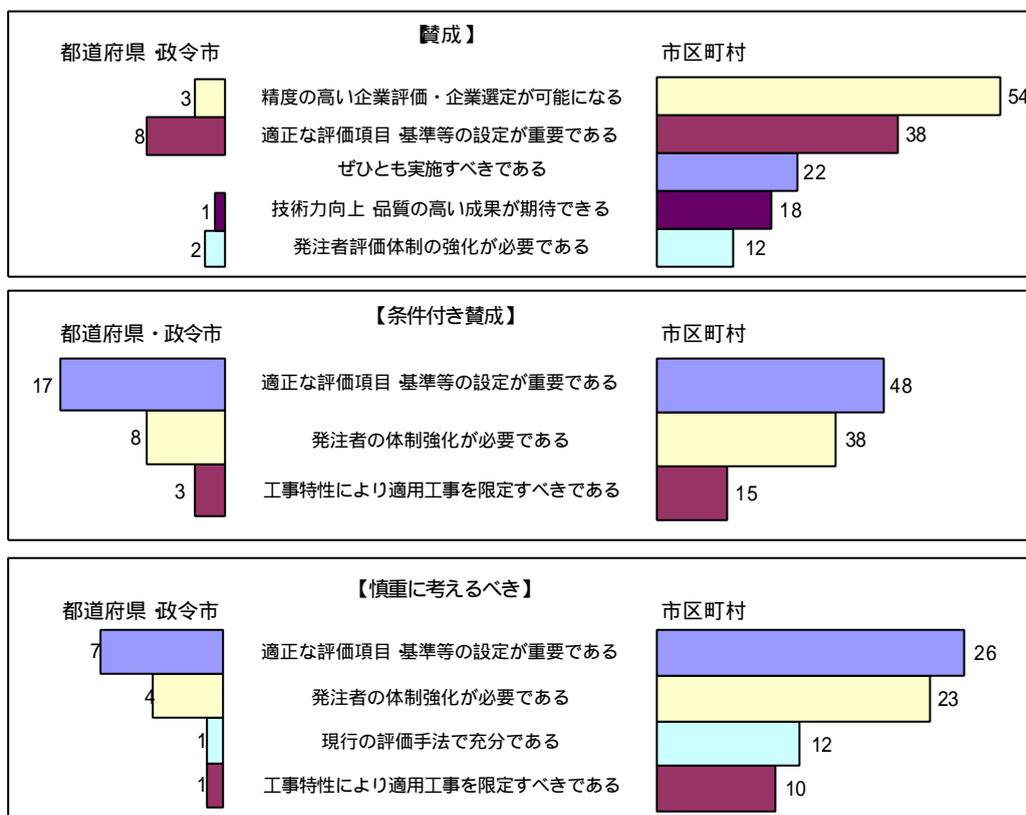
(1) 施工プロセス・引渡し後評価の実施について

Q3-1 工事实績評価を、工事完了・引渡し時の工事实績評価（各省で実施している従前の工事实績評定）に加え、施工プロセス評価、引渡し後の評価を実施することについてご意見を下さい。



* 無回答分除く

【自由意見の分類・整理結果】

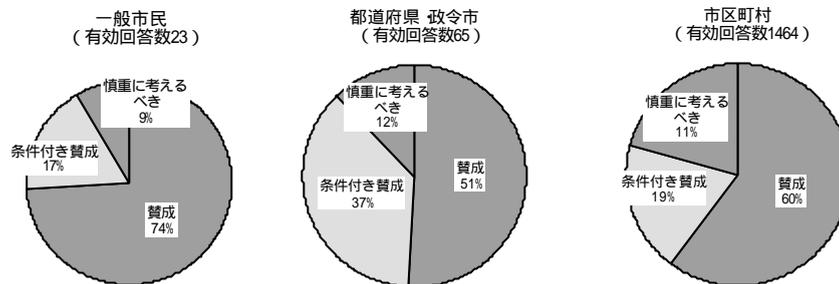


【まとめ】

- 企業の技術力を適正に評価するため、施工プロセス評価、引渡し後評価を実施することについては、**条件付き賛成を含め賛成とする意見が大半**を占めている。
- 施工プロセス評価、引渡し後評価により、技術力を適正評価した企業選定が可能になるとの意見があった。
- 施工プロセス・引渡し後評価の実施に際し、**適正な評価項目・基準等を作成することが難しい、体制が不十分**との意見が都道府県・政令市、市区町村を問わず寄せられた。
- 慎重意見は都道府県、政令市、市区町村ともにほぼ同じ場合で、**作業負担の増加が懸念される、対応体制が不十分**といった意見があった。

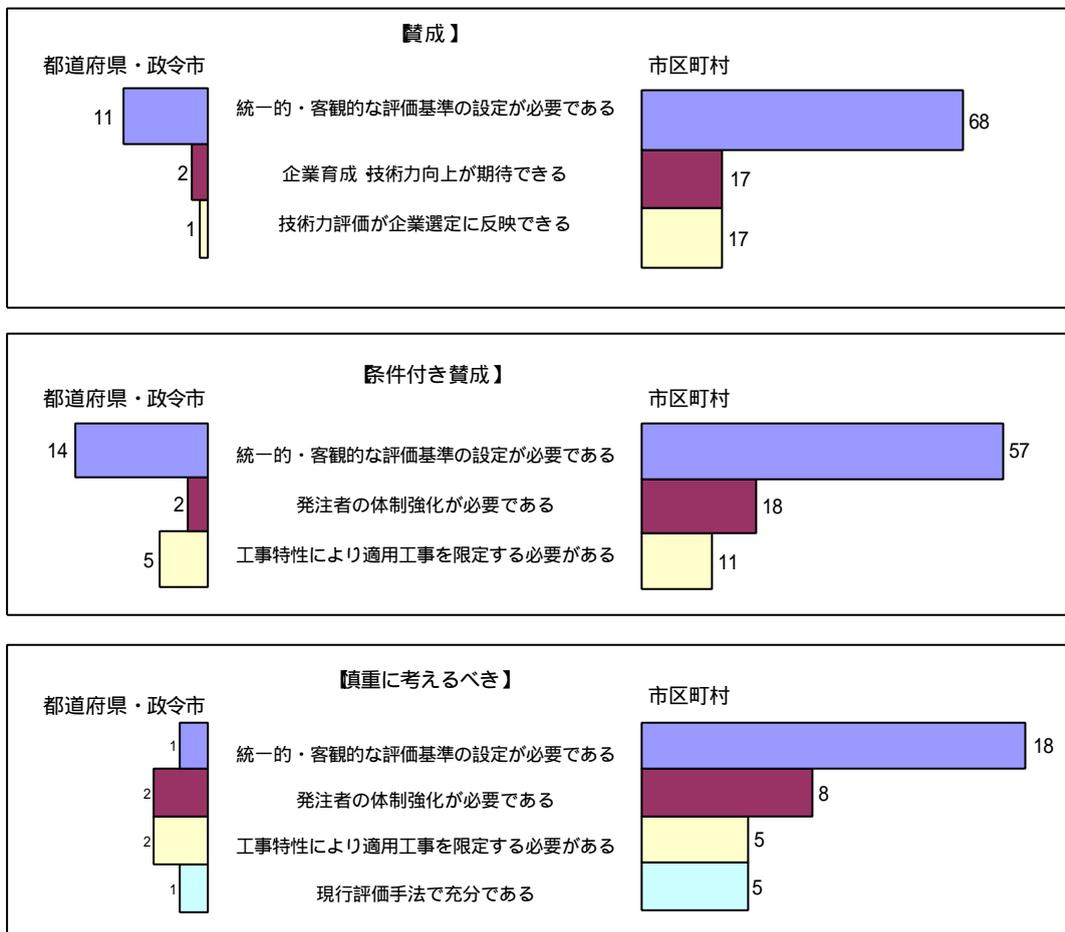
(II) 工事实績評価における加点・減点方式について

Q3 - 2 工事实績評価において、「優れた技術力・能力」、「基本的な技術力・能力」を評価する評価・判断指標を設けて、加点評価、減点評価を行うことについてご意見をください。



* 無回答分除く

【自由意見の分類・整理結果】

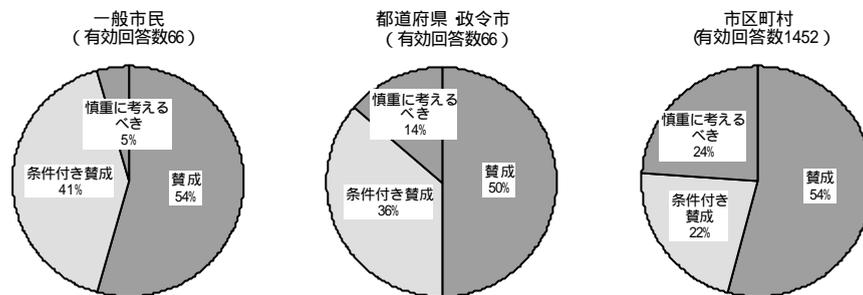


【まとめ】

- 企業の技術力を適正に評価するため、工事实績評価において加点・減点評価を行うことについては、**条件付き賛成も含め賛成とする意見が大半**を占めている。
- 企業の意欲を高めることができ、その評価結果を企業選定に公平に反映できるとの意見があった。
- 加点・減点評価を行うにあたり、**統一的・客観的な評価基準を設定することが重要**であるとの意見が多く寄せられた。

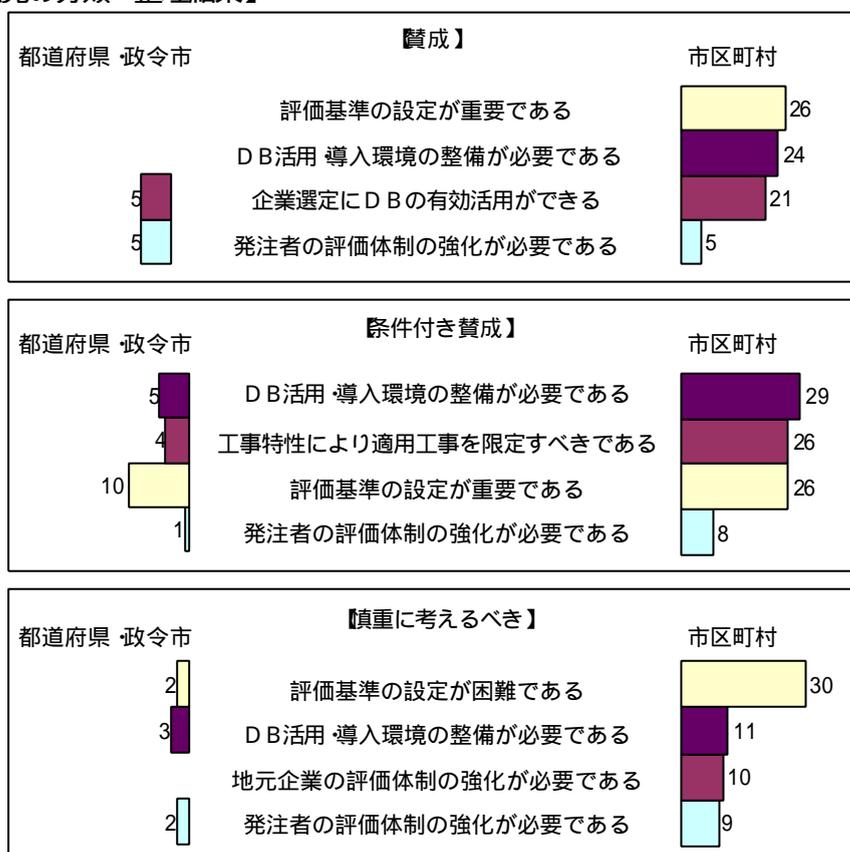
(Ⅲ) 企業評価データベースの構築

Q3 - 3 各発注者間で統一した企業評価を実施するとともに、そのデータを蓄積する企業評価データベースを整備し、それを活用することについてご意見ください。



*無回答除く

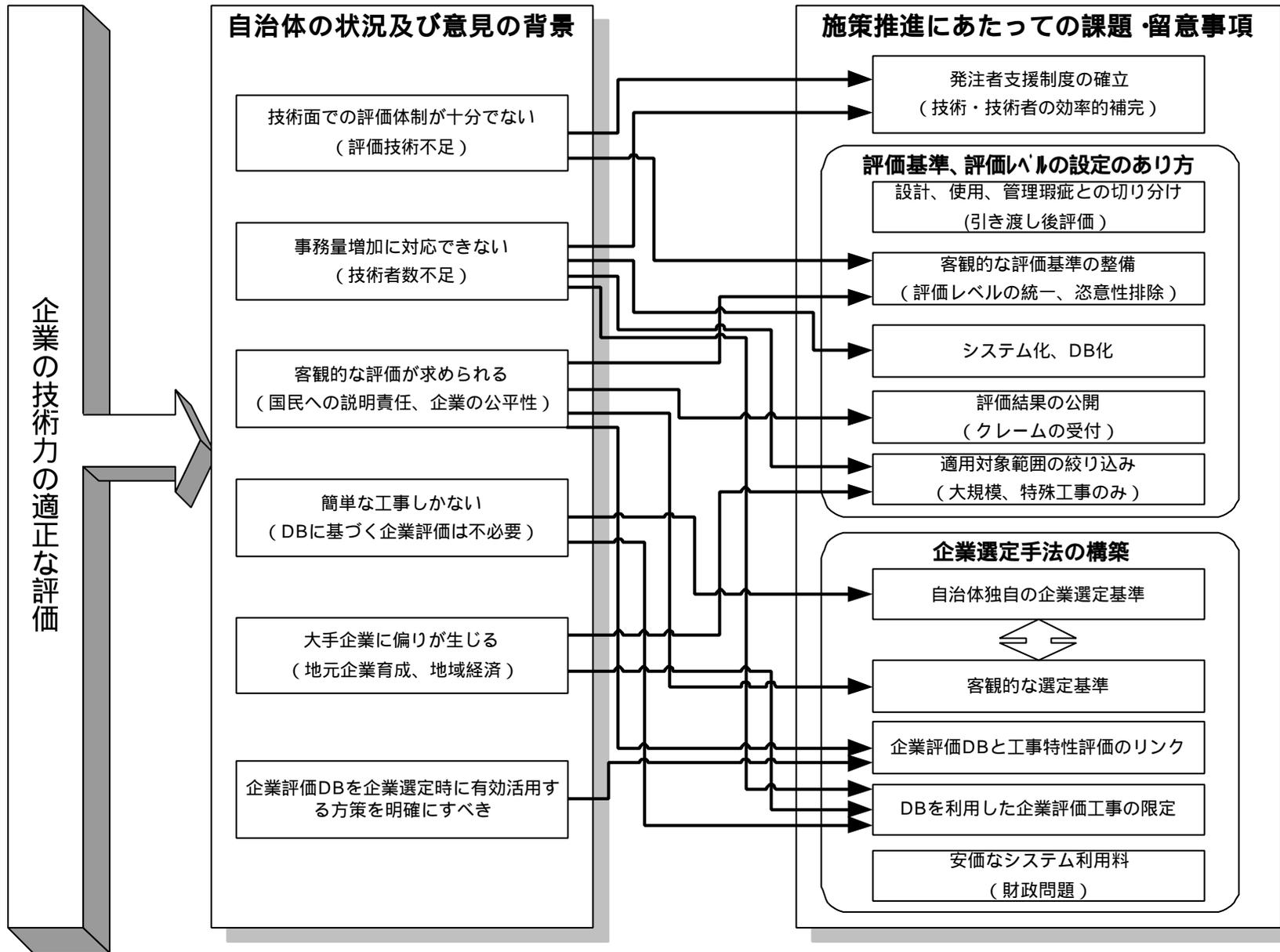
【自由意見の分類・整理結果】



【まとめ】

- 統一した企業評価により、その結果を企業評価DBとして構築・活用することについて、**条件付きを含め賛成とする意見が大半**を占めている。
- 企業評価のDBは、企業選定時に有効活用できるとの意見があった。
- 企業評価DBの構築にあたり、導入にかかる初期費用、データの管理・DB利用にかかる維持管理費用に対する**財政負担**を懸念する意見があった。
- 慎重意見は、各発注者が**一定のレベルで評価できる指標の策定が可能か**との意見があった。

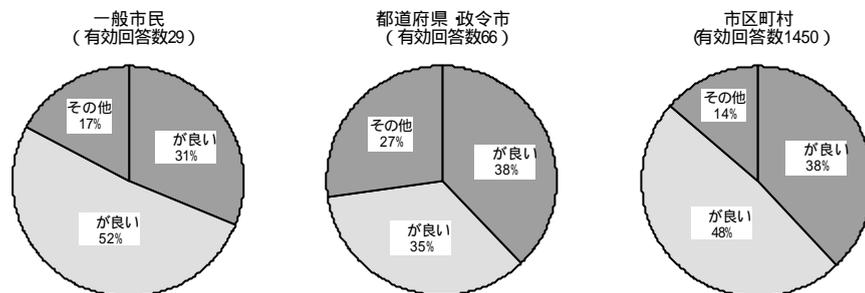
(Ⅳ) 企業の技術力の適正な評価に関する課題



2-3 発注者の評価について

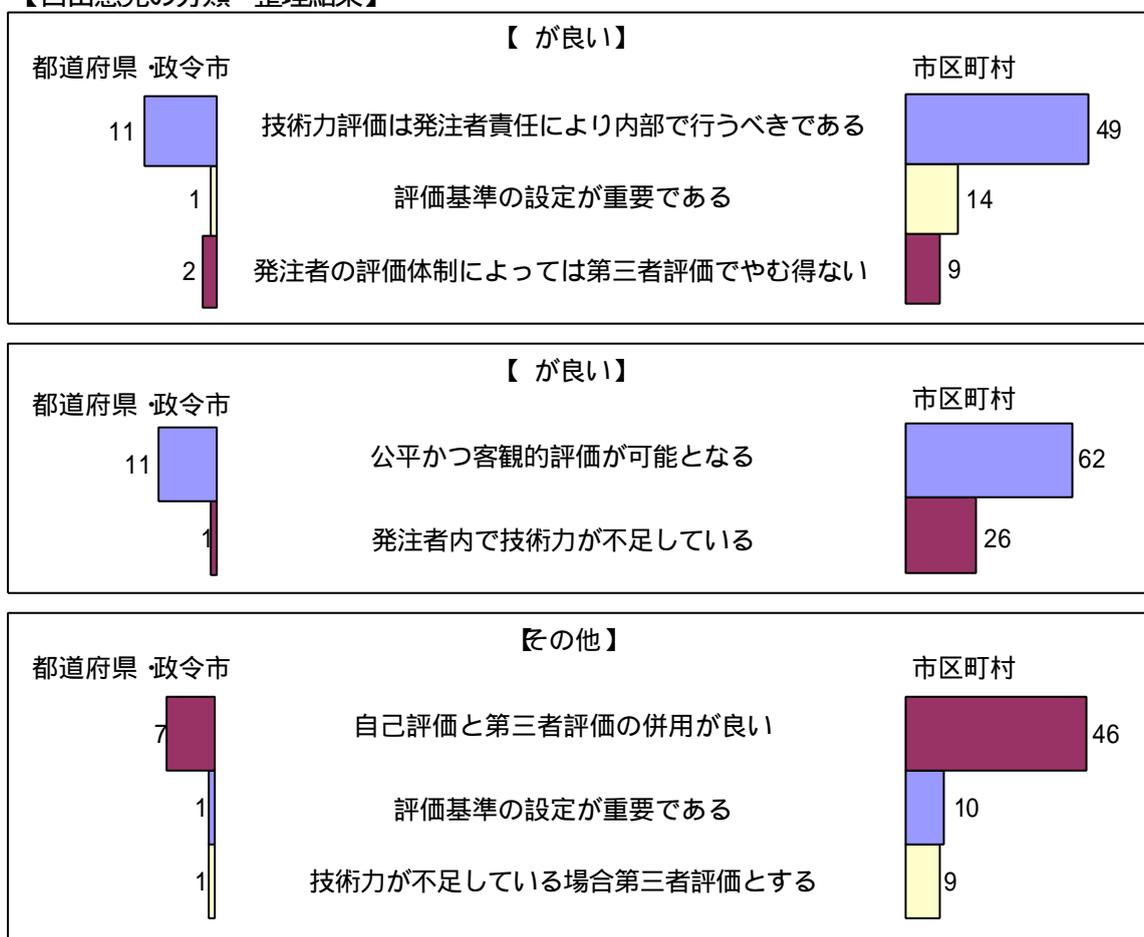
(1) 発注者の評価方法

Q4 - 2 発注者に求められる技術力の評価方法として、発注者が自己評価する方法、第三者機関が評価する方法が考えられますが、これについてご意見を下さい。



*無回答分除く

【自由意見の分類・整理結果】

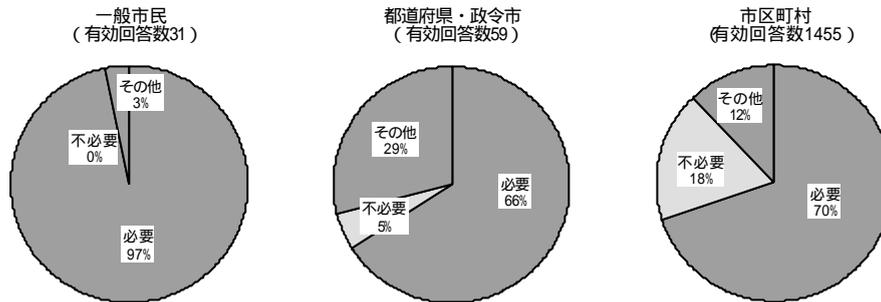


【まとめ】

- 発注者に求められる技術力の評価方法としては、比較的第三者機関による評価が良いとの意見が多い。
- 発注者が自己評価する方法が良いとの意見では、発注者自らの責任として評価すべきであると考える意見があった。
- 第三者機関が評価する方法が良いとの意見では、自己評価は主観的であるため第三者が評価した方が客観的である、地方自治体では必ずしも技術力のある職員が必ずしもいないので自己評価は困難との意見が多くあった。

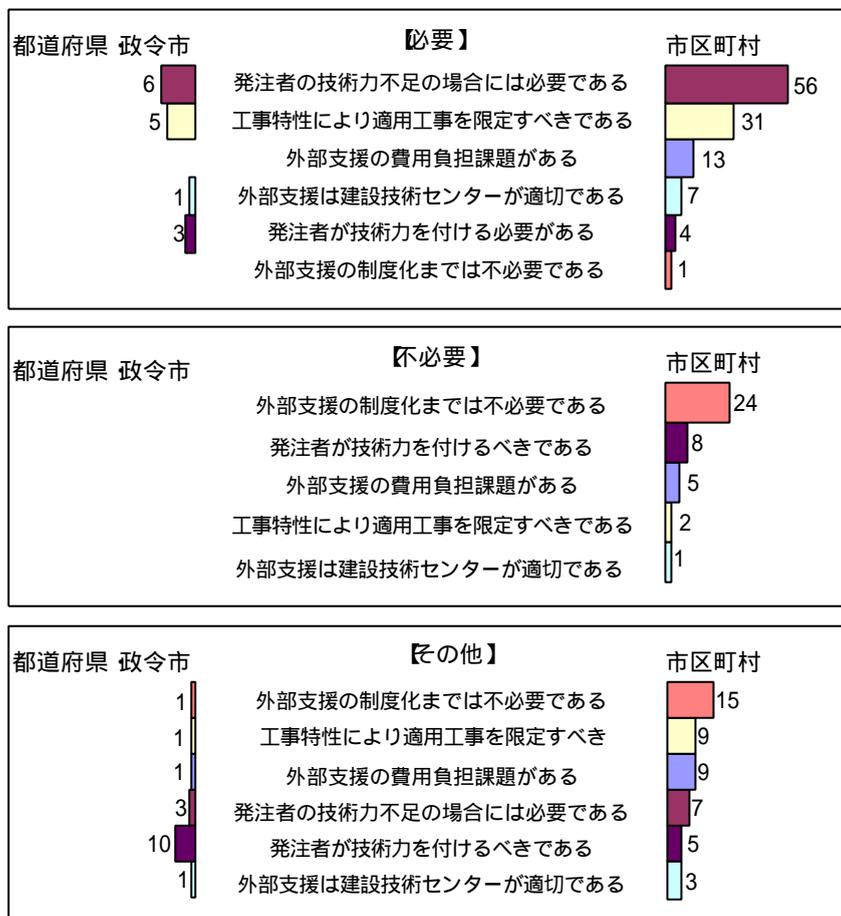
(II) 外部支援制度

Q4 - 3 発注者の技術力が不足する場合に外部からの支援を受け、一定の評価力を担保する仕組みを制度化することについて、ご意見を下さい。



*無回答除く

【自由意見の分類・整理結果】

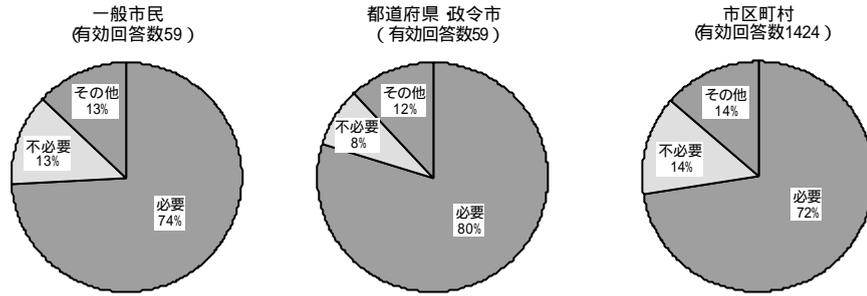


【まとめ】

- 発注者の技術力が不足する場合に外部からの支援を受けることについては、都道府県・政令市、市区町村の大半が賛成の意見である。一般市民からの意見はほとんどが賛成という結果であった。
- 発注者の技術力が低い市町村、新規性及び特殊性の高い工事、技術的難易度の高い工事については技術力不足であり、外部支援を必要とするという意見があった。
- 慎重意見は、発注者に技術力が不足する場合、外部からの支援を受けることに対して発注者の自主性や地域特性を考慮すべき、発注者に必要な技術力は各発注者が備えなければならないことが大原則という意見があった。

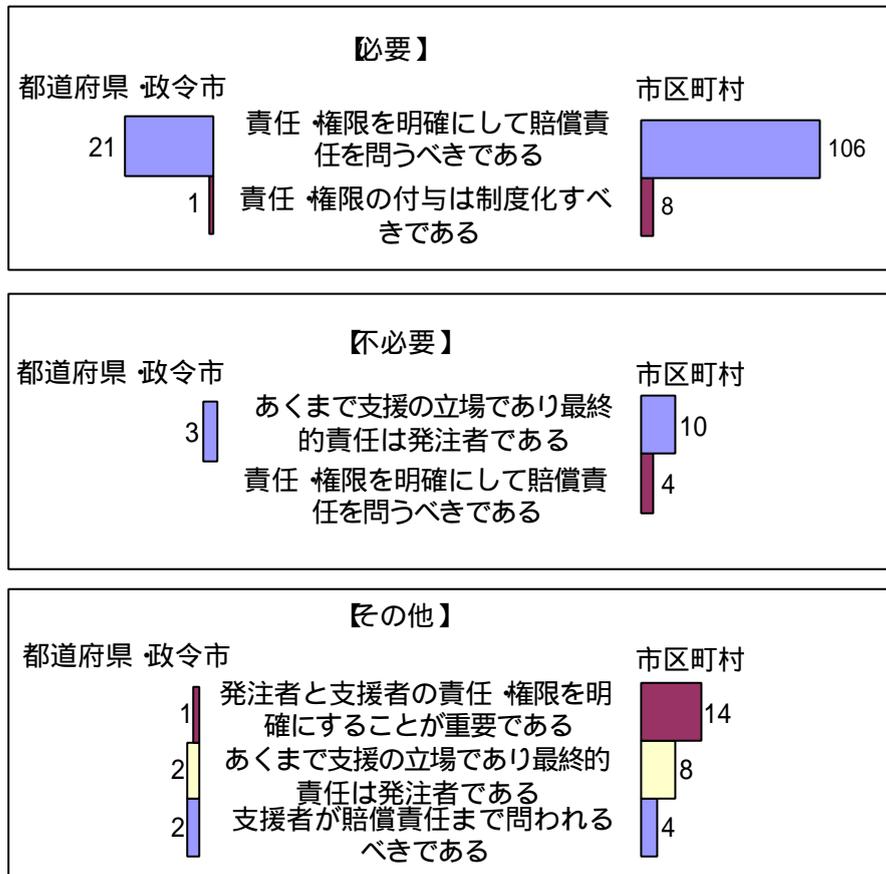
(Ⅲ) 外部支援者の賠償責任

Q4 - 4 発注者の責任を明確にした上で、支援者には役割に応じた責任・権限も与え、場合によって賠償責任も問うべきであると考えていますが、これについてご意見下さい。



*無回答除く

【自由意見の分類・整理結果】

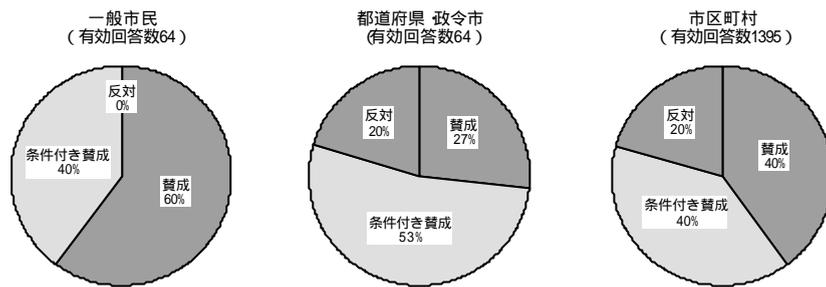


【まとめ】

- 外部支援者に対し役割に応じた責任・権限を与え賠償責任も問うということについては、**必要とする意見が大半**を占めており、都道府県・政令市、市区町村、一般市民ともほぼ同様な割合となっている。
- 発注者の立場の代わりにその業務を実施するため、**権限を付与する必要があるとともに、その責任も明確にする必要がある**という意見が多く寄せられた。
- 最終的な責任の所在は発注者にあるべき、**支援者はあくまで支援の立場であるべき**との意見があった。

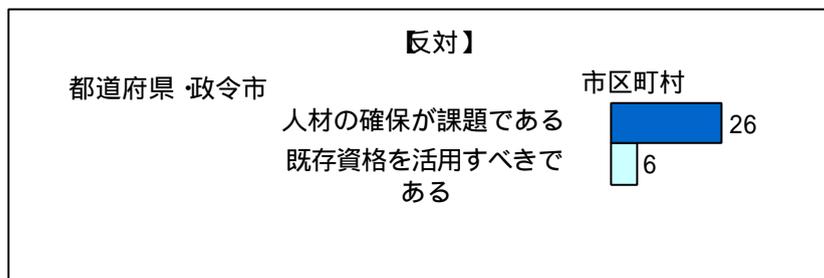
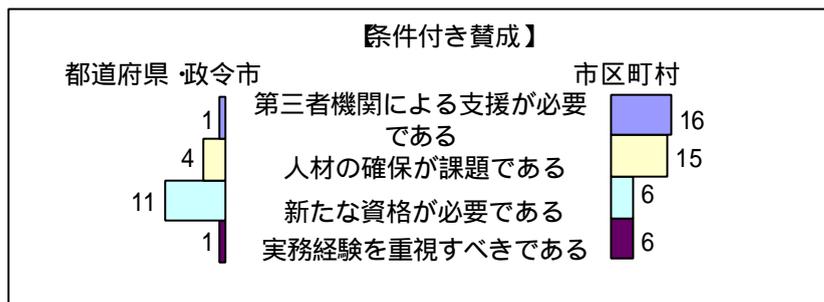
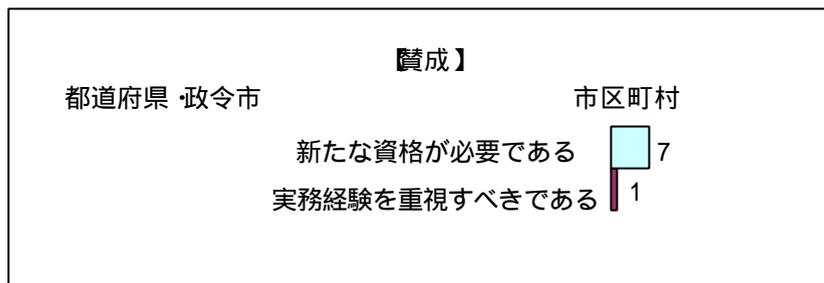
(Ⅳ) 発注者への資格制度

Q4 - 5 発注者の技術力を評価するために、資格制度を導入することについて、ご意見を下さい。



*無回答分除く

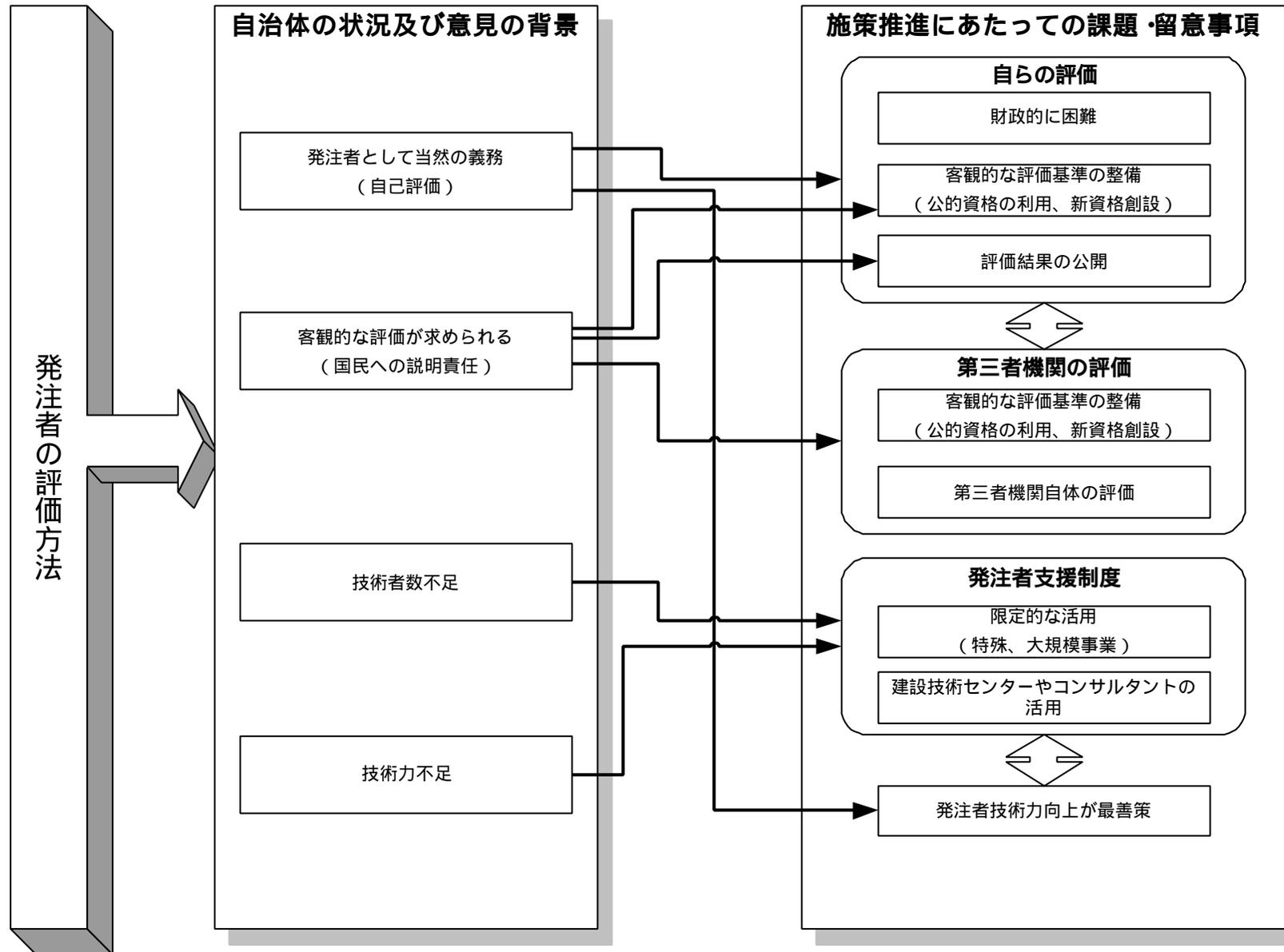
【自由意見の分類・整理結果】



【まとめ】

- 発注者の技術力を評価するために資格制度を導入することに対しては、**条件付き賛成を含め賛成とする意見**が大半を占めている。一般市民においては条件付きを含めると100%賛成となっている。
- 既存の公的資格では、評価の厳格性等を確保する上で適切とは言えず、**新たな資格制度の創設が必要**という意見が多く寄せられた。
- 特に町村では、技術職員が常に技術部門に配属されるとは限らないため資格取得は難しく、また有資格者のみしか業務ができないとした場合には**対応が困難**との意見があった。

(V) 発注者の評価に関する課題



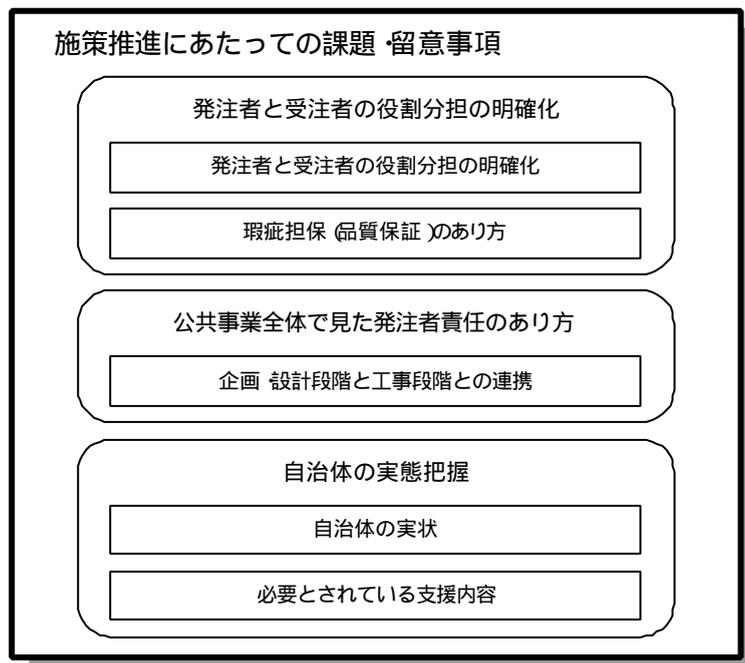
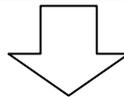
2-4 その他

自由記述欄に寄せられた意見の中で、工事特性に応じた多様な入札契約方式、企業の評価、発注者の評価以外に係わる代表意見として以下のような代表意見が寄せられている。

- 発注者としては今後、入札制度改善や企業間の競争激化などに伴い契約の履行確保対策が課題になると予想します。（市区町村）
- 現場監督者責任は、契約約款により厳しい規定が定められているが、具体的な内容について職員が認識していないことのほうが問題であると思う。（都道府県・政令市）
- 発注者側がより「買う立場」に近づくことが重要である。たとえば ISO9000s の認証を持つ企業が施工する場合には、監督業務を大幅に簡素化するなど、性能発注の実施が考えられる。一方で品質確保の観点から現場の瑕疵担保期間である2年を民法に準じて10年にしてはどうかと考える。（都道府県・政令市）
- 地方、特に町村においては、技術職の採用はほとんどされていなく、技術を要する職場を事務職が担当している現状である。地方の実体を再認識され提案以前の問題として技術職採用の制度化の検討からお願いしたい。（一般市民）
- 技術職員の不在（不足ではない）、不透明な状況での過度の企業依存等の多くの実態、或いは規模、難易度等の異なる工事種類の雑多さ等、地方の実績を直視し悉さに調査の上、今後の検討に十分反映されることを願う。（市区町村）
- 各組織による事情がそれぞれ違い（体制・職員数・事業量等）、技術力のみをとらえて評価することは非常に不公平であり、国民に対し誤解を招くこととなりかねない。組織を評価するには、工事発注後の場面だけでなく、公共事業全般で評価すべきと考える。（都道府県・政令市）

【まとめ】

- 履行確保、監督責任、買う立場といった、発注者と受注者の役割分担に係わる意見が寄せられている。
- 工事発注に限った議論では不十分という意見がある。
- 自治体の事情を十分に把握し、検討に反映願いたいとの指摘がなされている。



3. 今後検討すべき課題

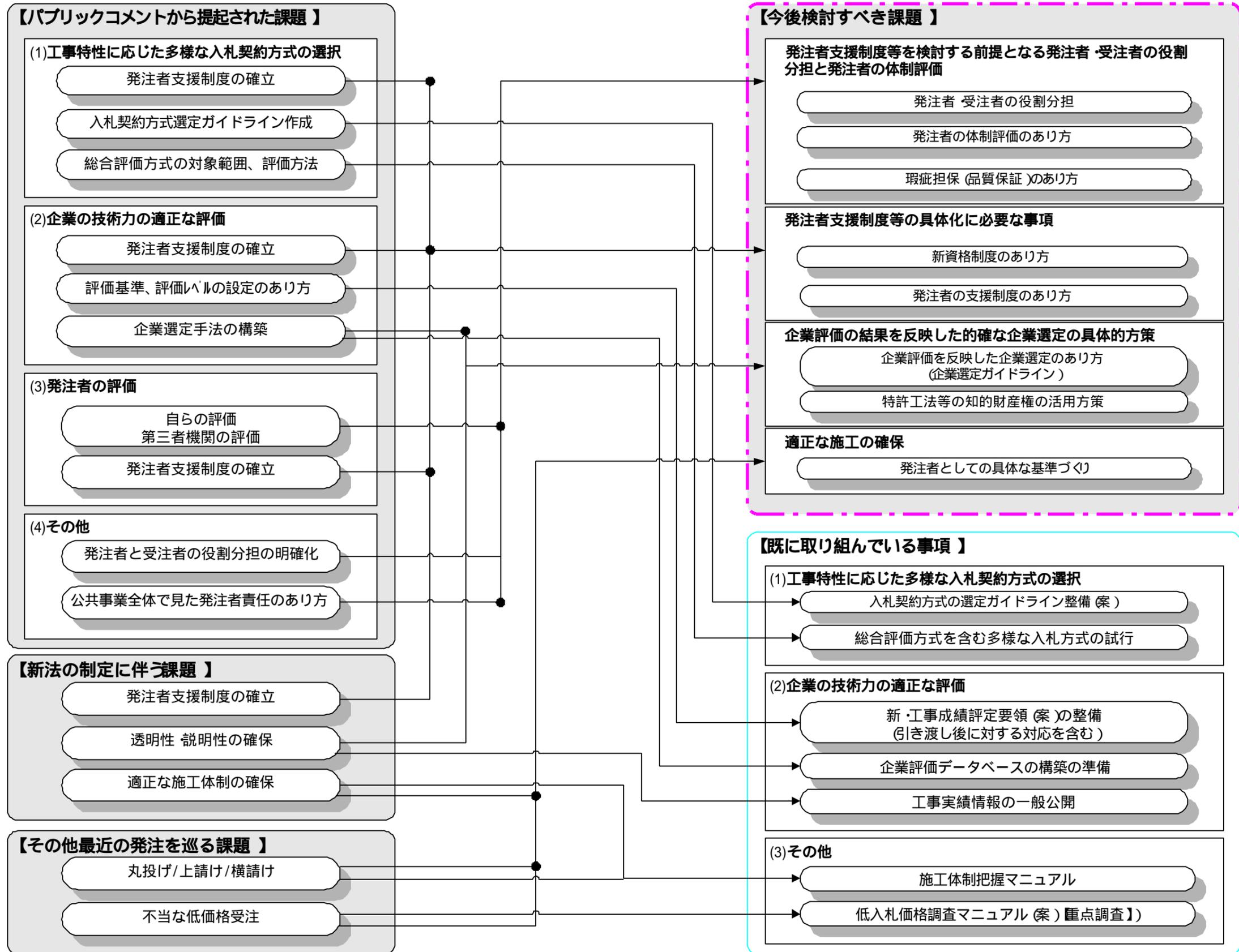


図 今後検討すべき課題の抽出